

## ～魚沼市消防本部 聴覚障害者等における

### 緊急通報システムご利用案内～

魚沼市消防本部 通信指令室

平成 28 年 9 月 9 日作成

令和 2 年 2 月 1 日更新 1

#### 1 システムの概要について

このシステムは音声による 119 番通報(火災や救急、救助等の緊急通報)が困難な聴覚障害や音声・言語機能障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。)が、ファックス又は携帯電話やインターネットから「電子メール」を利用して通報を行い、消防車や救急車などの要請ができるサービスです。

※本システムは、「通常の音声通報に換わる補助的手段」です。よって、消防への通報は、本システムの利用と併せ、音声通報が可能な方がいる場合は可能な限り音声通報を心掛けて下さい。

(「補助的手段」＝利用環境によって完全な送受信が保障されていないため。)

#### 2 システム利用範囲及び対象者について

魚沼市内を利用範囲とし、当市内に居住又は通勤、通学されている聴覚障害者等で下記利用条件及び通報要領について理解したうえ承諾される方とします。

#### 3 利用条件について

- ①**事前登録制**です。所定の届出書に必要事項を記入し登録申請を行います。受付後、送受信テストを行ったのち利用開始となります。  
(18 歳未満は保護者の承諾が必要です。申請に基づく個人情報は、本システムの目的以外に使用しません。)
- ②必要に応じて登録されている緊急連絡先等への情報提供などを行う場合があります。
- ③携帯等の通信設定やアドレス、届出書の記載内容に変更があった場合は、速やかに連絡して下さい。  
(勝手に変更した場合、通報に支障が出ることがあります。)
- ④通報により発生する料金は利用者の負担となります。  
(携帯などからの通報において、消防へのメール送受信に対してパケット通信料などの費用負担が発生することがあります。)
- ⑤このシステムはあくまで「緊急通報用」です。問い合わせや相談などへは応じられません。
- ⑥画像などのファイル添付は受信できません。また、日本語による文字情報のみ

受信となります。

(セキュリティソフトで感染ファイルと判断され消去される可能性があるため。)

- ⑦本システムにおける通報用メールアドレスは、絶対に登録者以外に教えないようにして下さい。

#### 4 メールによる通報要領について

- (1)通報する入力内容については、以下のようして下さい。

(別紙「メールによる緊急通報システム 通報参考例」を参考にして下さい)

##### ア 共通

(ア) 本文欄に消防車や救急車が向かう場所と通報したあなたの名前を入力する。

##### イ 火災

(ア) 件名欄に「火事です」と入力する。※「」は不要です。

(イ) 本文欄に以下の内容を入力する。

- ①何が燃えているか(家、小屋、雑木林、車など)
- ②逃げ遅れやけが人いるか

##### ウ 救急(救助)

(ア) 件名欄に「救急です」と入力する。※「」は不要です。

(イ) 本文欄に以下の内容を入力する。

- ①傷病者は誰か(お父さん、お婆ちゃん、友達など)
- ②傷病者の性別や年齢(男か女か、年齢はだいたい結構)
- ③呼ぶ理由(病気なのか怪我なのか、溺れている、挟まれているなど)
- ④傷病者の状態(息をしていない、胸が痛い、右足が折れた、など)

- (2)消防車などが向かう場所が分からない時は、場所を特定できるような情報(目標になるような…例えば橋の名前、交差点名、お店、工場など)を可能な限り詳細に入力して下さい。

- (3)通報する上記内容を予めテンプレートや未送信ボックスなどに入れておくことを勧めます。

- (4)携帯等によっては、電波状態やシステム状態、時間帯によって送受信できない可能性がありますので、必要に応じて再送信や付近の方へ助けを求めて下さい。

- (5)消防車などが到着するまで、携帯電話の電源を落としたりパソコンの画面などを消さないようして下さい。何度か消防とメールのやり取りを行う場合があります。

- (6)消防での機器メンテナンスや突然の障害などにより、周知無しにシステムを一

時停止する場合がありますのでご了承願います。事前周知が可能な場合はその旨登録者全員にメールで連絡致します。

- (7) メールを通信指令室が受信すると、受理したことを知らせる返信を行います。  
(下記内容のメールが返信されます)

万が一、返信が無い場合は速やかに付近に助けを求めて下さい。

～返信メール内容～

- ① 件名に「こちらは魚沼市消防本部です」
- ② 本文欄に「〇〇〇〇さんの(火災 or 救急)通報メールを  
□□時△△分に受信しましたので(消防車 or 救急車)が出動しました。  
●通報内容によって通報者に対して以下のようなメッセージを追加します  
(例)
  - ・身の安全を確保してください
  - ・出入口の鍵を開けてください
  - ・応急手当をして待っていてください... など

以上 魚沼市消防 」

## 5 ファックスによる通報要領について

- (1) 定められた専用のファックス用紙にあらかじめ住所、氏名、年齢、連絡先等を記入しておき、いざと言うときの為に使用できるようにしてください。  
(ファックス用紙は市 HP からダウンロードするか消防にお越し下さい)
- (2) 通報内容を記入したファックス用紙は、表裏を間違えないようにセットしたら、局番なしの「119番」で送信してください。
- (3) 消防が通報を受信すると折り返し確認のファックスを返信しますので、返信が届くのを確認してください。返信が届かない時は、ファックスによる119番通報が届かなかった可能性がありますので、再度送信するとともに付近の人に助けを求めて下さい。
- (4) 近くに電話(119番通報)ができる方がいる場合は、その方に通報依頼をすることを優先してください。

## 6 利用手続き及び問い合わせ先について

- (1) 利用を希望する方は、魚沼市 HP より届出書をダウンロードして必要事項を記入のうえ、下記まで持参または郵送にてお申込み下さい。  
(お越し頂ければ届出書などをお渡しすることも可能です)
- (2) 本システムに関する質問や相談についても下記まで連絡願います。

※利用手続き及び問い合わせ先

**魚沼市消防本部 警防課 通信指令係**

住所 〒946-0007 魚沼市四日町 450-1

電話/FAX 025-793-0119(代) ※指令室直通

E-Mail [shirei@city.uonuma.niigata.jp](mailto:shirei@city.uonuma.niigata.jp)

※上記メールアドレスは本システムの  
アドレスではありません。